チ　第六条第一項第一号ヲからカまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

リ　第六条第一項第三号ニに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類又はその写し

ヌ～ヲ　［略］

ワ　本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより、第六条第三項若しくは第十二条第三項の規定により当該各項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は第六条第四項若しくは第十二条第四項の規定により第六条第四項第三号若しくは第十二条第四項第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したとき　当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

カ　［略］

［2　略］

（確認記録の記録事項）

第二十条　法第六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

［一～四　略］

五　第六条第一項第一号ロ若しくはチからルまで（これらの規定（同号ヌを除く。）を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ロから二までに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第十二条第二項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付

［六～八　略］

九　第六条第一項第一号チ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認書類の送付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報若しくは本人確認用画像情報の送信を受けた日付

十・十一　［略］

十二　第六条第四項又は第十二条第四項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、当該各項に規定する交付を行った日付

十三～十八　［略］

十九　本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより、第六条第三項若しくは第十二条第三項の規定により当該各項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は第六条第四項若しくは第十二条第四項の規定により第六条第四項第三号若しくは第十二条第四項第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したときは、営業所の名称、所在地その他の当該場所を特定するに足りる事項及び当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項

二十～三十　［略］

［2　略］

ヘ　第六条第一項第一号ヌからヲまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

［号の細分を加える。］

ト～リ　［同上］

［号の細分を三つずつ繰り下げる。］

ヌ　本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより、第六条第三項若しくは第十二条第二項の規定により当該各項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は第六条第四項若しくは第十二条第三項の規定により第六条第四項第三号若しくは第十二条第三項第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したとき　当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

ル　［同上］

［2　同上］

（確認記録の記録事項）

第二十条　［同上］

［一～四　同上］

五　第六条第一項第一号ロ、チ若しくはリ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ロから二までに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付

［六～八　同上］

［号を加える。］

九・十　［同上］

［一号ずつ繰り下げる。］

十一　第六条第四項又は第十二条第三項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、当該各項に規定する交付を行った日付

十二～十七　［同上］

［一号ずつ繰り下げる。］

十八　本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより、第六条第三項若しくは第十二条第二項の規定により当該各項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は第六条第四項若しくは第十二条第三項の規定により第六条第四項第三号若しくは第十二条第三項第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したときは、営業所の名称、所在地その他の当該場所を特定するに足りる事項及び当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項

十九～二十九　［同上］

［一号ずつ繰り下げる。］

［2　同上］